

# 推進方針



# 総論

## 第1章 推進方針の意義と位置付け

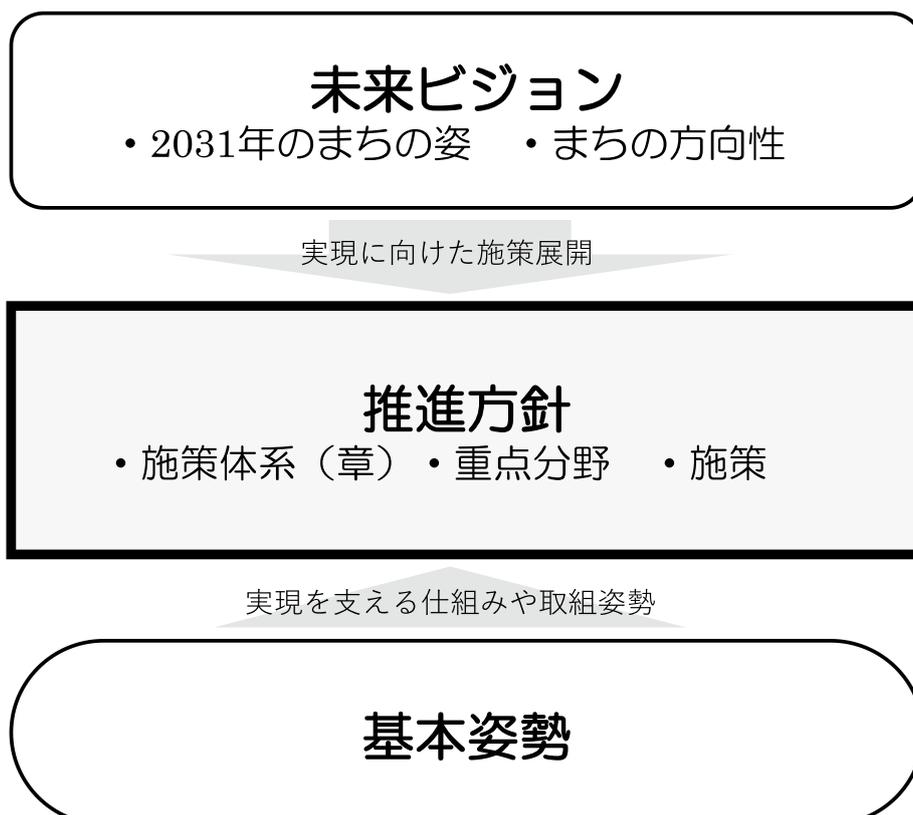
### 1 策定の趣旨

推進方針は、未来ビジョンで設定した「2031年のまちの姿」と「まちの方向性」の実現に向けて、重点的に推進する分野を明らかにするとともに、各分野で取り組む施策の方向性を体系的に示すものです。

### 2 目標年度

推進方針の目標年度は、2026年度（令和8年度）とします。

<推進方針の位置付け>



## 第2章 施策の体系

本市は、市民とともに描いた「2031年のまちの姿」とその実現に向けた4つの「まちの方向性」、それを実現するための基本姿勢を踏まえて、施策を推進していきます。

また、4つの「まちの方向性」及びそれを実現するための基本姿勢のそれぞれに対応する施策体系を章として示します。

### 1 「まちの方向性」に対応する施策体系

#### (1) 各論第1章 ひとつづくり（子育て、教育、人権、男女共同）

まちの方向性「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」

このまちの方向性には、まちの未来を担う子どもの成長に地域全体で関わり、また人々の多様性を尊重しようという思いが込められています。そのため、子育てや教育、人権など人の成長に関わる施策を「ひとつづくり」として示しています。

#### (2) 各論第2章 しごとづくり（観光、産業・労働）

まちの方向性「地域の特性をいかした様々な働き方にチャレンジできるまち」

このまちの方向性には、地域ごとの様々な特性に目を向け、それらを生かした魅力的な仕事をつくることや、自分の希望する働き方を柔軟に選択できることが望ましいという思いが込められています。そのため、産業や労働などの経済活動に関わる施策を「しごとづくり」として示しています。

#### (3) 各論第3章 暮らしづくり（福祉、健康、地域活動、いきがい、文化）

まちの方向性「誰かのやりたいことが他の誰かのやってほしいことになる機会をみんなで作っていきけるまち」

このまちの方向性には、人とのつながりを通じてまちへの愛着や誇り、生きがいが醸成されることや、各々の行動が人を支え、それが暮らしの充実につながることを期待するという思いが込められています。そのため、福祉、地域での活動、生きがいなど、市民の日々の生活に関わる施策を「暮らしづくり」として示しています。

#### (4) 各論第4章 まちづくり（安全・安心、環境・衛生、都市基盤）

まちの方向性「命と生活を守るために自分たちで考え行動できるまち」

このまちの方向性には、安心して安全に暮らすために、まず自らができることを実践するとともに、様々な主体の知恵や力を合わせることが大切であるという思いが込められています。そのため、安全安心、環境、都市基盤など、まちをつくっていくための施策を「まちづくり」として示しています。

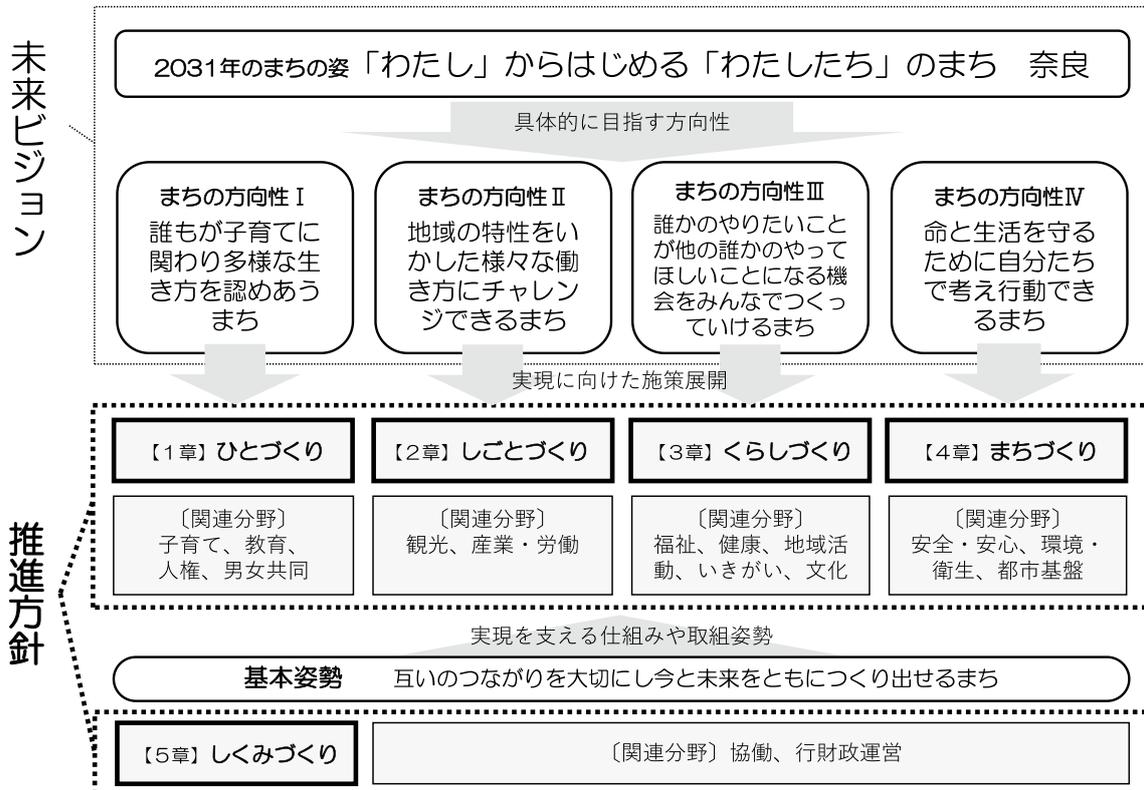
## 2 「基本姿勢」に対応する施策体系

### (1) 各論第5章 しくみづくり（協働、行財政運営）

基本姿勢「互いのつながりを大切にし今と未来をともに作り出せるまち」

基本姿勢は、4つのまちの方向性の実現に向けて、市民と行政の協働と健全な行財政運営によって市政を推進していくことを表したものです。そのため、行政の施策全体に関わり、それらを支えていくための施策を「しくみづくり」として示しています。

<施策展開の関係性>



## 第3章 重点分野

人口減少、少子高齢化が進行する中で、本市が都市として持続し、地域の活力を維持するため、また、未来ビジョンで掲げた4つのまちの方向性を実現していくため、各分野で様々な取組を進めていきます。その中でも、以下に挙げる4つの分野を「重点分野」とし、5年間の計画期間において特に力を入れて取り組むこととします。

### 重点分野1：未来を育てる（子育て支援）

少子化の進行を緩やかにするためには、若い世代が本市で暮らしながら、子どもを生き育てることを前向きに考えられるよう、医療や保育、教育など、様々な側面から子どもの成長を支え、安心して子育てができる環境を整えることが重要になります。

そのため、出産前から子育て期に至るまでの長期にわたり、切れ目のない支援を提供するとともに、地域の誰もが子育てに関われる体制を整えていきます。また、生活困窮や虐待など、困難な状況にある子どもを早期に発見し、状況の改善を支援します。

また、教育にあたっては、子ども一人ひとりの能力や適性に配慮し、誰もが適切かつ十分な教育を受けられる機会を確保するとともに、他者と協調しながらも自律的に行動し、生まれ育った地域に愛着を持つ子どもを育てます。

### 重点分野2：活気を生み出す（経済活性化）

市内において様々な仕事や働き方にチャレンジできる環境を整えることが、地域の活力を生み出すことにつながります。

本市においても外国人をはじめとする観光客を取り込むとともに、宿泊を含む滞在時間の延長による観光消費拡大を図るため、観光資源の魅力向上や新たな資源の発掘を続けていくことが求められます。

また、地域経済の基盤をより強いものにするためには、観光だけに頼るのではなく、社会経済情勢の変化等に伴う業績の変動を相互に補い合えるよう、多様な産業が集積していることが求められます。また、就職・転職による若い世代の市外への流出を抑制するためには、市内での雇用を創出することも求められるため、企業の事業規模拡大に向けた支援に加えて、市内への新たな産業や企業の誘致、起業への支援を推進します。

さらに、子育てや介護、治療等により時間的な制約がある人でも、柔軟に働けるよう、多様な働き方の導入を促進するための啓発を行います。

### **重点分野 3：生活をつなぐ（健康長寿）**

「人生 100 年時代」と言われる中、高齢になっても生きがいを持って、健康を維持しながら暮らせる環境を整える必要があります。

生活習慣病の予防や、高齢期の体力・身体能力の低下抑制に向け、比較的若い年代の市民に働きかけ、スポーツや食生活等の正しい生活習慣を身につける機会を提供します。

また、心身ともに健康に暮らせるよう、趣味や生涯学習、地域活動等への参加を促すとともに、それらの場を通じて、住民同士がつながりを持つ機会の創出を推進します。

さらに、高齢になっても、生きがいを持ちながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、仕事や地域活動をはじめとする継続的な社会参画の場を提供するとともに、地域住民を含む様々な主体と連携しながら、医療や介護、生活支援、見守り等の包括的なサポートを行います。

### **重点分野 4：安全を守る（防災・減災）**

東日本大震災以降も各地で大規模な災害が頻発し、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないと言われる状況において、防災・減災には、引き続き喫緊の課題として取り組むことが求められます。

今後発生が見込まれる大規模災害の被害を最小限に抑えるため、国土強靱化の観点に基づき、ハード・ソフト両方の側面から、防災・減災に資する取組を強化するとともに、関係機関との連携や、地域住民及び各種団体、事業者等との協働により、地域が主体となった防災・減災活動を促進します。

また、防災訓練等を通じて、自助・共助・公助の考え方に対する理解を深めるとともに、防災に関する正しい知識を普及し、市民一人ひとりの防災対応力の向上に努めます。

さらに、道路や橋梁、公共施設等の計画的な耐震化や改修、長寿命化に引き続き取り組み、誰もが住みやすいと感じる安全なまちづくりを進めます。

## 第4章 計画の実現に向けて

### 1 個別計画や事業との連携

本推進方針では、各分野における取組を進めるにあたっての施策の方向性を示し、さらに具体的な取組については、各分野で策定する個別計画や、毎年度の事業及び予算で示していきます。そのため、推進方針には施策ごとに関連する個別計画を記載しています。

### 2 数値目標の設定

推進方針において、各施策の進捗状況を数値によって確認するための「指標」を設定します。また、それぞれの指標には、推進方針の目標年度である2026年度（令和8年度）に達成すべき「目標値」を掲げます。

### 3 進行管理

計画全体の進捗状況の確認にあたっては、上記の指標の確認に加えて、「施策の方向性」における記載内容に沿った取組の実施状況の振り返りを行い、課題を抽出するとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズ等も含め、包括的な状況を踏まえた次年度以降の取組の方向性の整理を行います。この確認は毎年度行い、結果をまとめた資料を公表します。

また、毎年度の進捗状況の確認結果を踏まえて、必要に応じて取組の内容を見直すとともに、その内容を予算にも反映させる「PDCAサイクル」（「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Act)) の考え方に基づいて推進します。

### 4 意識の共有

計画を推進するため、定期的な市民意識調査やワークショップの開催など、市の現状や取組を市民と共有し、それぞれの思い、考えを理解することで、次年度以降の施策の検討や次の計画の策定に生かしていきます。

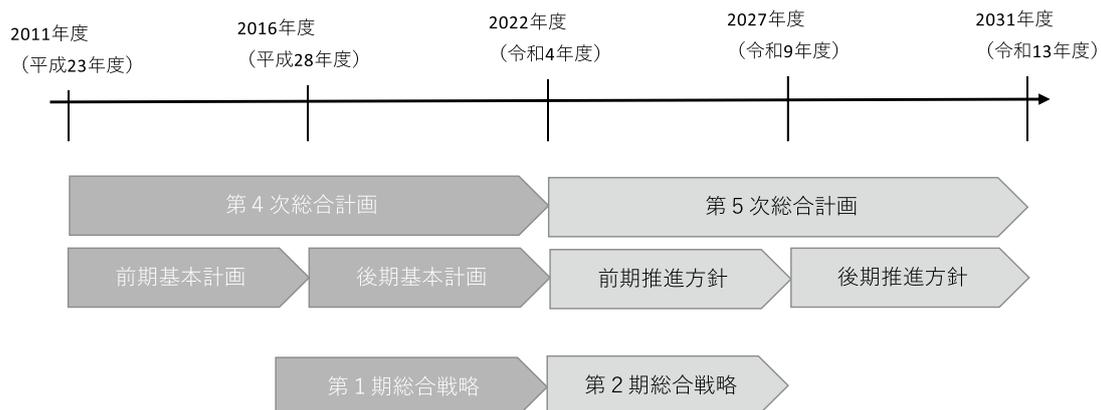
また、市の主要な課題を職員が認識し、各々が担当する分野の施策が、当該分野の課題のみならず市全体の課題解決にもつながるよう、各職員が広い視野を持って取組を検討し推進していきます。複数の分野に関係する課題にも的確に対応できるよう、分野を横断した視点で連携しながら市政を進めていきます。

## 5 地方創生の取組との連携

人口減少・少子高齢化が進む中でも、人口減少の克服と、そこから見える新しい魅力を持った本市の持続可能な発展を確かなものとするを目的として、「奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」）」を策定しています。「第1期総合戦略（2015年度（平成27年度）～2021年度（令和3年度）」）では、市政の分野のうち、人口に関連する分野を横断した計画として、第4次総合計画後期基本計画における重点分野と整合を図り、効果的な施策の展開を図ってきました。

「第2期総合戦略（2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）」）においては、人口の長期展望に基づき、本市の人口減少を和らげる取組と、人口が減少しても継続的に活力を維持できるまちを目指す取組を並行して推進します。取組の推進にあたっては、「関係人口」の概念や、持続可能で多様性・包摂性のある社会の実現を目指す「SDGs」など新しい視点を取り入れ、様々なアプローチで戦略的に実施していきます。

第2期総合戦略は、計画期間を第5次総合計画前期推進方針と一致させ、総合計画が目指す「2031年のまちの姿」の実現に資する取組として推進していきます。

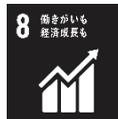


## 6 SDGsへの対応

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、世界中の「誰ひとり取り残さない」、包摂的な世の中をつくっていくという国際社会の共通目標です。

経済・社会・環境をめぐる様々な課題に総合的に取り組むSDGsの理念は、持続可能なまちづくりに不可欠な視点です。SDGsの目標年度は2030年（令和12年）、第5次総合計画の目標年度は2031年度（令和13年度）であることから、推進方針の施策を推進することが、SDGsの達成にもつながるよう、施策体系とSDGsの体系を連携させるとともに、SDGsが目指すゴールを見据えながら、各分野の取組を進めていきます。

### 推進方針における施策とSDGsとの対応関係

章	施策	SDGs 該当分野
第1章 ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 母子保健の推進と子育て家庭への支援の充実</li> <li>(2) 子育て環境の充実</li> <li>(3) 学校教育の充実</li> <li>(4) 教育支援体制の充実</li> <li>(5) 人権と平和の尊重</li> <li>(6) 男女共同参画社会の実現</li> </ul>	              
第2章 しごとづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光・交流の促進</li> <li>(2) 商工・サービス業の活性化</li> <li>(3) 農林業の振興</li> <li>(4) 雇用・労働環境の充実</li> </ul>	          

<p>第3章 くらしづくり</p>	<p>(1) 地域福祉と総合的な生活保障の推進 (2) 障害者福祉の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 医療体制の充実と健康の増進 (5) 地域コミュニティと市民活動の活性化 (6) 文化・スポーツの振興 (7) 社会教育の推進 (8) 文化遺産の保存と活用</p>	
<p>第4章 まちづくり</p>	<p>(1) 防災対策の充実 (2) 消防・救急救助体制の充実 (3) 防犯対策と消費者保護の推進 (4) 環境の保全 (5) 生活衛生・環境衛生の向上 (6) 土地・景観の整備 (7) 交通基盤の整備と交通安全の確保 (8) 住環境の向上 (9) 利水・治水対策の推進</p>	
<p>第5章 しくみづくり</p>	<p>(1) 市民参画と開かれた市政の推進 (2) 行財政改革の推進</p>	

## 7 コロナ禍を踏まえた「まちの方向性」の再確認

コロナ禍により、社会を取り巻く状況は大きく変化しましたが、奈良市第5次総合計画における未来ビジョンの実現に向けた基本姿勢である「互いのつながりを大切にし今と未来をともに作りだせるまち」は、私たちにとって重要かつ普遍的なものです。

その中でも、コロナ禍を契機に特に取組が加速したもの、重要性が再認識されたものを抽出し、「まちの方向性」の実現に組み込んで推進していきます。

### ○新しい生活様式への対応

感染症の拡大を防ぐため、行動が制限される中、私たちの日常生活は大きく変化しました。2020年（令和2年）4月の緊急事態宣言時には、不要不急の外出自粛要請、事業者への営業時間短縮・休業要請、学校の長期休業など社会生活が制限されました。宣言の解除後も様々な密集・密接・密閉を避けた行動、非対面・非接触による生活様式が推奨され、学校におけるオンラインを活用した学習支援の取組やウェブ会議、電子決済、各種手続きのオンライン化が進みました。また、この「新しい生活様式」に合わせ、リモートワークやワーケーション<sup>8</sup>など多様な働き方が導入されました。

一方で、家庭、職場、学校等の場面によっては、これらの取組に関して様々な課題があり、今後、制度、環境及び意識等の改革と、社会全体にICTが浸透することにより人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の推進が必要です。

国はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、デジタル社会の目指すビジョンを「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」としています。

本市においても最適化の実現や個々に寄り添うデジタル化を進めていきます。デジタル化のメリットとしては、市民サービスの向上や業務の効率化のほか、非常時における業務の継続性の向上が挙げられます。新たな感染症や災害等が発生した際、市民生活に必要なサービスを止めることなく提供し続けていくことが重要です。

### ○「ひと」とのつながりの重要性、誰ひとり取り残さない社会の実現

コロナ禍以前から、核家族化、少子高齢化など社会状況の変化により、高齢者や障がい者、子育て世帯などの孤立や地域コミュニティの衰退が課題となっていました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対面による活動の自粛により、地域活動やボランティア活動、また、文化やスポーツ、学校活動、社会教育活動など様々な活動の機会が失われました。

このように対面による交流が自粛・制限される状況が続く中、社会的に孤立する人がさ

---

<sup>8</sup> ワーケーション：Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

らに増加する懸念があるなど、課題が大きくなる中で、改めて「ひと」とのつながりの重要性が再認識されました。本市は感染症対策を行いながら活動が行えるよう環境を整え、「ひと」の温かさを感じることができる対面と、いつでも、どこでも、遠く離れた場所でもつながることができるICTをバランスよく取り入れた交流・相談・支援体制を構築する必要があると考えます。

また、子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者など支援が必要な人たちやコロナ禍により新たに支援の必要性が顕在化した人たちを含め、誰ひとり取り残すことのない社会を実現するには、地域の見守り活動などで日頃から行政、地域住民、各団体が連携し、デジタル化による新たな手法を活用しながら、「ひと」とのつながりを継続し、更にそのつながり・支援の輪を広げていく必要があります。

### ○経済基盤の安定化と成長

感染症の拡大は、本市の宿泊業や飲食店をはじめとした様々な業種において、経営に大きな影響を及ぼしています。

当面は、感染状況を注視しながら、ブレーキとアクセルを踏み分けつつ社会経済活動の回復・立て直しを図るとともに、国や県の支援策の動向にも注視し、事業者への支援を行いながら、本市の経済の回復につながる施策を実施する必要があります。

中長期的には、安定した経済成長のため、均衡ある産業構造の構築が重要です。コロナ禍において、例えば海外からの製品・部品・素材の供給がストップするという「サプライチェーンの脆弱性」が顕在化したことにより、BCP（事業継続計画）の観点から生産拠点を国内にも確保するという動きがあります。また、感染リスクの回避やリモートワーク等の普及に伴い、働く場所にとらわれない働き方や、企業の都心部から地方への拠点展開の動きがあることなどから、国内外の情報収集に努め、歴史・文化・自然などの本市の強みを生かしながら、様々な分野の企業誘致や新たな交流を活かした起業家の育成に取り組んでいきます。

観光分野においては、各国の出入国規制の先行きが見えず、インバウンドの回復が短期的に見込めない中ではありますが、まずは本市の多くの文化財、豊かな自然という魅力を活用した周遊型の近場観光（マイクロツーリズム）から取組を始め、さらに奈良の魅力を磨き上げるとともに、経済回復の契機となりえる大阪・関西万博も視野に入れ、国内と国外、市内と市外、様々な来訪者を受け入れる体制を構築していきます。

### ○感染症対応及び危機管理体制の強化と充実

新たな感染症に対しては、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があります。国や県の対策を視野に入れながら、社会経済活動の状況、医療提供体制などを考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施する必要があります。

また、突発的に発生する様々な危機に迅速・柔軟、機動的に対応するために、平時から「奈良市危機管理指針」及び各部署が作成する危機対応マニュアル等の実効性の向上を図

り、危機管理体制の強化を図る必要があります。さらに、職員に対する訓練や研修等を通じて、危機発生時には全庁を挙げて対応するという意識を徹底して根付かせ、危機対応能力の向上を図る必要があります。

そのためには、庁内の横断的な連携はもちろんのこと、平時から県や関係機関、民間事業者等、外部との連携を強化し、市全体で危機管理体制を構築することも不可欠です。

